

公益財団法人 日本水泳連盟

公認水泳コーチ3・コーチ4規定

[総 則] 第1条(目的)

日本水泳界の競技力を向上し、世界の水泳界をリードする競技者を発掘・育成・指導するためには、その指導者もまた世界トップレベルの技量・人格の持ち主であることが求められる。本規定はかかる指導者が輩出することを期するとともに水泳指導者の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第2条(公認水泳コーチ3の種類)

本連盟が公認する水泳コーチ3は、各競技種目(競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング)とも、コーチ3、コーチ4の二種類とする。

1. コーチ3

科学的・合理的な水泳指導理論を身につけており、競技者の発掘・育成・指導に当たることができる能力を備えたものであることを本連盟が公認したコーチをいう。またジュニア遠征派遣コーチは、この資格が必要となる。

2. コーチ4

豊かな実戦経験あるいは優秀競技者・チーム等の育成実績をもち、かつ高度な専門知識・技量・指導力を有し日本を代表する競技者の育成・指導の経験を有するとともに、人格・識見とも優れた日本を代表するコーチとして本連盟が公認したコーチをいう。またジュニア遠征派遣ヘッドコーチおよびナショナルチーム遠征派遣コーチは、この資格が必要となる。

第3条(コーチ3受講資格および資格取得と免除規定)

4月1日現在満20歳以上で、(公財)日本スポーツ協会が行う共通科目講習会、(公財)日本水泳連盟が行う専門科目講習会を受講し、検定試験およびレポート審査に合格した場合にコーチ3の資格を取得することができる。

専門科目講習の免除および免除適応校については、別に定めるものとする。

第4条(コーチ4受講資格および資格取得と免除規定)

4月1日現在満22歳以上で、コーチ3資格を有するものが、各競技種目ごとに定めた基準を充たす競技者・チーム等を育成し、(公財)日本水泳連盟が行う資格審査会に合格後、(公財)日本スポーツ協会が行う受講者審査および共通科目講習会、(公財)日本水泳連盟が行う専門科目講習会を受講し検定試験およびレポート審査に合格した場合にコーチ4へ昇格することができる。ただし、4年以内に講習会を受講しないものは受講資格を取り消すものとする。

専門科目講習の免除については、別に定めるものとする。

第5条(研修の義務)

1. 本連盟に登録しているコーチ3・4は、毎年本連盟が主催する研修会に出席しなければならない。

2. 4月1日現在満60歳に達したコーチ3・4は、研修の義務を免除する。(要申請)ただし、コーチ3登録後、5年未満のものは除く。

3. 妊娠中または、産後2年を経過しない女性コーチ3・4は、研修の義務を免除する。(要申請)

4. 海外に在住するコーチ3・4は、研修の義務を免除する。(要申請)

5. コーチ3・4資格を有するものが、研修会および養成講習会の講師を務めた場合、その年のコーチ3・4の研修義務を免除する。

第6条(登録)

1. コーチ3・4として資格を認められたものは、本連盟に登録することができる。

2. 複数の資格を有するものは、その複数の資格を登録しなければならない。

3. 登録は、すべて所属する(公財)日本スポーツ協会を通して行わなければならない。
4. 登録・再登録については別に定める。
5. 登録後、申請書内容に変更(改姓、転居、勤務先変更等)が生じた場合は、速やかに(公財)日本スポーツ協会と(公財)日本水泳連盟および所属加盟団体へそれぞれ所定用紙で連絡しなければならない。

第7条(登録の更新)

登録年より4年毎に登録の更新をしなければならない。

第8条(資格の取り消し)

1. 本連盟公認コーチとしての名誉を傷つける行為があった場合。
2. 登録更新の手続きをしなかった場合。
3. 毎年行う研修会への出席を怠った場合。

第9条(細則・附則)

この規定実施のための細則は別に定める。

第10条(施行)

この規定は1979年4月1日から施行する。
この規定は1983年4月1日に改正する。
この規定は1984年5月24日に改正する。
この規定は1986年2月16日に改正する。
この規定は1988年4月1日に改正する。
この規定は1989年4月1日に改正する。
この規定は1991年4月1日に改正する。
この規定は1992年4月1日に改正する。
この規定は2000年2月25日に改正する。
この規定は2005年4月1日に改正する。
この規定は2009年4月1日に改正する。
この規定は2010年4月1日に改正する。
この規定は2011年4月1日に改正する。
この規定は2012年4月1日に改正する。
この規定は2013年4月1日に改正する。
この規定は2014年4月1日に改正する。
この規定は2016年4月1日に改正する。
この規定は2017年4月1日に改正する。
この規定は2018年4月1日に改正する。
この規定は2019年4月1日に改正する。

公益財団法人 日本水泳連盟
公認水泳コーチ3・コーチ4規定実施細則

I. 競泳コーチ3規定実施細則

1. 規定 第3条(コーチ3受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

4月1日現在 20歳以上で『基礎水泳指導員』資格を有するもの。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

① 専門科目講習会の内容

科 目	内 容	時間					
		集合	通信	合計			
基礎理論	水泳競技概説	水泳競技の特性と歴史・組織・プールの規格・競技会各種目別競技規則と専門的な知識			2	2	4
	トレーニング科学	バイオメカニクス	水泳の力学	2	6	2	8
			各種目の力学	2			
		水泳の生理学	2				
	心理学	水泳の心理学とメンタルトレーニング			4	2	6
	メディカルコンディショニング	栄養学	選手育成に必要な栄養学		2	8	6
医学		水泳の医学		2			
トレーナー		競泳に必要な障害予防と対処法		4			
指導理論	トレーニング法	競泳選手育成に必要なトレーニング各種トレーニングの紹介			4	8	20
	コーチング法	4泳法の指導重要ポイント・レースの戦法と分析ストローク技術習得と改善のためのドリル紹介			8		
実技	指導実習	トレーニング法の実践			4	-	4
		コーチング法の実践			4	-	4
計		40	20	60			

② 検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③ レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④ 免除規定

別紙コーチ4昇格基準同様、主要競技会決勝8位以内で基準記録を突破した競技者を育成したもの、および(公財)日本水泳連盟主催の指定した強化合宿に指導者として全日程参加したものに対し、指導実習 8h、通信20hを免除する。
なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3) 期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

2. 規定 第4条(コーチ4受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

① 4月1日現在 22歳以上で、コーチ3資格を有し資格審査会に合格しているもの。

なお、本連盟が制定した昇格認定基準は、次表の通りとする。

< 競泳コーチ4昇格認定基準記録・順位 >

2015年度長水路ランキング30位適用
(2017年度～2020年度)

		日本水泳連盟主要競技会決勝8位以内	
		男子	女子
FR	50m	23-17	26-23
	100m	50-64	56-80
	200m	1-50-72	2-02-31
	400m	3-55-18	4-17-17
	800/1500m	15-38-90	8-52-22
BA	50m	26-50	29-70
	100m	56-50	1-02-78
	200m	2-02-69	2-14-23
BR	50m	28-62	32-94
	100m	1-01-88	1-09-96
	200m	2-13-32	2-29-50
FLY	50m	24-55	27-87
	100m	53-87	1-00-55
	200m	1-59-46	2-12-73
IM	200m	2-03-46	2-16-38
	400m	4-23-30	4-48-06

②順位と記録

主要競技会決勝8位以内・基準記録(2015年度ランキング30位)を突破した競技者を育成。
原則として4年以内のものとする。

※基準記録の見直しは、4年毎に行うものとする。

③主要競技会とは下記に定めるものをいう。

- A. 日本選手権
- B. 日本選手権25m(ジャパンオープン25m)
- C. ジャパンオープン50m
- D. 国民体育大会
- E. 日本学生選手権
- F. 日本高等学校選手権
- G. 全国中学校選抜大会
- H. 全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季大会
- I. 全国JOCジュニアオリンピックカップ春季大会
- J. ④項の国際大会および選考会

④国際競技会とは下記に定めるものをいう。

- A. オリンピック
- B. アジア大会
- C. 世界選手権
- D. パンパシフィック選手権
- E. ユニバーシアード
- F. FINAワールドカップ
- G. アジア選手権
- H. プレオリンピック
- I. 上記に準ずる国際競技会

⑤前項①・②の条件を充たしたものは、本連盟制定のコーチ3実務報告書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付。確認後、本連盟資格審査会に提出する。
資格審査会合格者には(公財)日本スポーツ協会による受講者審査の後、コーチ4受講資格を与える。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

① 専門科目講習会の内容

科 目	内 容	時間			
		集合	通信	合計	
基礎理論	競技情報・分析	国内・国際大会の競技情報を紹介し内容を分析	2	2	4
	ナショナルレベルにおける心理学	ナショナルレベルの選手育成に必要な心理学	2	2	4
	メディカルコンディショニング	医学/トレーナー/アンチ・ドーピングの知識	6	6	12
	トレーニング科学	最先端の専門的科学的	6	6	12
指導理論	コーチング法	ナショナルコーチによる指導技術の紹介と習得	4	4	8
実技	指導実習	トレーニング法の実践	10	10	20
		コーチング法の実践	10	10	20
計			40	40	80

② 検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③ レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④ 免除規定

(1) 受講資格に定める、③ 主要競技会A～Fの競技会決勝3位以内の競技者を育成したもの、および④ 国際競技会代表(日本開催のワールドカップ除く)となる競技者を育成したものに、指導実習 20h、通信 40hを免除する。

なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3) 期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

3. 規定 第5条(研修の義務)

研修会規定は下記の通りとする。

(1) 目的

公認コーチ3・4規定第5条にもとづき開催されるもので、日本水泳界の競技力を向上し、世界の水泳界をリードする競技者を発掘・育成・指導するためには、その指導者もまた世界をリードする技量・人格の持ち主であることが求められる。また指導者の社会的地位の向上を図ることを目的として研修を義務づけるものである。

(2) 研修企画会

研修の企画、運営のための水泳コーチ3・4研修企画会を設け、競技力向上コーチ委員長、研修に関連のある各委員会の代表で構成する。

(3) 開催日程および代替について

① 開催について

コーチ3研修会は年10回以上開催する。またコーチ4研修会は年2回開催する。

②研修会の代替について

前①項にやむを得ない事情で参加できない場合は、下記の代替を認める。

A. コーチ3

原則的に代替は認めない。

B. コーチ4

本連盟主催の主要競技会および国際競技会を観戦し、そのレポートを(原稿用紙800字以内手書き)を指定期日までに提出した場合。ただし、2年連続でのレポートによる代替は認めない。

※主要競技会・国際競技会とは規定細則第4条(1)③④参照

③研修内容および参加費

開催要項の決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

また、コーチ3・4資格保持者には別途通知する。

(4)義務不履行について

年1回の研修会への出席を怠ったものは、資格を取り消されるものとする。ただし、欠席したもので、審査の結果やむを得ない理由であったと認められたものは、次年度の研修会に参加することとレポート提出を条件に、1年間資格の喪失を猶予する。以上の条件を充たさない場合、自動的に資格を喪失する。

4. 規定 第6条(登録)

(1)第1項 コーチ3登録に必要な手続きは下記の通りとする。

①本連盟の専門科目合格者は、(公財)日本スポーツ協会の実施する共通科目修了後に、(公財)日本スポーツ協会より送付される申請者カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)日本スポーツ協会へ送付する。

②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。

(2)第1項 コーチ4登録に必要な手続きは下記の通りとする。

前規定①、②に準ずる。

5. 規定 第7条(登録の更新)

(1)資格は4年ごとに更新登録をしなければならない。(認定は4月1日・10月1日)

(2)登録の更新に必要な手続きは下記の通りとする。

①(公財)日本スポーツ協会より送付される申請カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)日本スポーツ協会へ送付する。

②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。

(3)登録料等については、前規定4.に準ずる。

6. 規定 第8条(施行)

(1)この規定は2005年4月1日から施行する。

(2)この規定は2009年4月1日から施行する。

(3)この規定は2010年4月1日に改正する。

(4)この規定は2011年4月1日に改正する。

(5)この規定は2012年4月1日に改正する。

(6)この規定は2013年4月1日に改正する。

(7)この規定は2014年4月1日に改正する。

(8)この規定は2016年4月1日に改正する。

(9)この規定は2017年4月1日に改正する。

(10)この規定は2018年4月1日に改正する。

(11)この規定は2019年4月1日に改正する。

公益財団法人 日本水泳連盟

公認水泳コーチ3・コーチ4規定実施細則

II. 飛込コーチ3規定実施細則

1. 規定 第3条(コーチ3受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

4月1日現在 20歳以上で『基礎水泳指導員』資格を有するもの。

公認・公式競技会に出場経験のないものは、公認飛込進級テスト1級の認定者であること。

(申請時に認定証のコピーを添付する)

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

① 専門科目講習会の内容

科 目	内 容	時間					
		集合	通信	合計			
基礎理論	水泳競技概説	水泳競技の特性と歴史・組織・プールの規格・競技会 各種目別競技規則と専門的な知識		2	2	4	
	トレーニング科学	バイオメカニクス	水泳の力学	2	6	2	8
			各種目の力学	2			
		水泳の生理学	2				
	心理学	水泳の心理学とメンタルトレーニング		4	2	6	
	メディカルコンディショニング	栄養学	選手育成に必要な栄養学	2	8	6	14
医学		水泳の医学	2				
トレーナー		飛込に必要な障害予防と対処法	4				
指導理論	トレーニング法	飛込選手育成に必要なトレーニング 各種トレーニングの紹介		4	8	20	
	コーチング法	飛込技術指導法のポイント 飛込基本技術の習得と改善法		8			
実技	指導実習	トレーニング法の実践		4	-	4	
		コーチング法の実践		4	-	4	
計		40	20	60			

② 検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③ レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④ 免除規定

別紙コーチ4昇格基準同様、日本選手権・国際大会派遣選手選考会・室内選抜飛込競技大会決勝8位以内(1mは3位以内)で基準点を突破した競技者を育成したもの、および(公財)日本水泳連盟主催の指定した強化合宿に指導者として全日程参加したものに対し、指導実習8h、通信20hを免除する。

なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3) 期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

2. 規定 第4条(コーチ4受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

① 4月1日現在 22歳以上で、コーチ3資格を有し資格審査会に合格しているもの。

なお、本連盟が制定した昇格認定基準は、次表の通りとする。

＜飛込コーチ4昇格認定基準点・順位＞

2013年～2016年の平均点を参考とする
(2017年度～2020年度)

	男 子			女 子		
種目	1m	3m	高飛込	1m	3m	高飛込
点数	310	330	340	240	240	225

②順位と基準点数

日本選手権・国際大会派遣選手選考会・室内選抜飛込競技大会決勝8位以内で基準点を突破した競技者を育成。ただし1mは3位以内とする。 ※昇格基準の見直しは、4年毎に行うものとする。

③国際競技会とは下記に定めるものをいう。

- A. オリンピック
- B. アジア大会
- C. 世界選手権
- D. プレオリンピック
- E. ユニバーシアード
- F. FINAワールドカップ
- G. アジア選手権
- H. 上記に準ずる国際競技会

- ④前項①・②の条件を充たしたものは、本連盟制定のコーチ3実務報告書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付。確認後、本連盟資格審査会に提出する。資格審査会合格者には(公財)日本スポーツ協会による受講者審査の後、コーチ4受講資格を与える。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

①専門科目講習会の内容

科目	内 容	時間			
		集合	通信	合計	
基礎理論	競技情報・分析	国内・国際大会の競技情報を紹介し内容を分析	2	2	4
	ナショナルレベルにおける心理学	ナショナルレベルの選手育成に必要な心理学	2	2	4
	メデイカルコンディショニング	医学/トレーナー/アンチ・ドーピングの知識	6	6	12
	トレーニング科学	最先端の専門的科学	6	6	12
指導理論	コーチング法	ナショナルコーチによる指導技術の紹介と習得	4	4	8
実技	指導実習	トレーニング法の実践	10	10	20
		コーチング法の実践	10	10	20
計			40	40	80

②検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③レポート審査

- A. 全科目を実施。

B. 問題は各講義1問とする。

④免除規定

(1)受講資格に定める、②日本選手権・室内選抜飛込競技会3位以内(1mは優勝)および③国際競技会代表となる競技者を育成したものに対し、指導実習 20h、通信 40hを免除する。
なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3)期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

3. 規定 第5条(研修の義務)

研修会規定は下記の通りとする。

(1)目的

公認コーチ3・4規定第5条にもとづき開催されるもので、日本水泳界の競技力を向上し、世界の水泳界をリードする競技者を発掘・育成・指導するためには、その指導者もまた世界をリードする技量・人格の持ち主であることが求められる。また指導者の社会的地位の向上を図ることを目的として研修を義務づけるものである。

(2)研修企画会

研修の企画、運営のための水泳コーチ3・4研修企画会を設け、競技力向上コーチ委員長、研修に関連のある各委員会の代表で構成する。

(3)開催日程および代替について

①開催について

コーチ3研修会は年10回以上開催する。またコーチ4研修会は年2回開催する。

②研修会の代替について

前①項にやむを得ない事情で参加できない場合は、下記の代替を認める。

A. コーチ3

原則的に代替は認めない。

B. コーチ4

本連盟主催の全国大会および国際大会を観戦し、そのレポートを(原稿用紙800字以上手書き)を指定期日までに提出した場合。ただし、2年連続でのレポートによる代替は認めない。

* 主要競技会・国際競技会とは規定細則第4条(1)③④参照

③研修内容および参加費

開催要項の決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

また、コーチ3・4資格保持者には別途通知する。

(4)義務不履行について

年1回の研修会への出席を怠ったものは、資格を取り消されるものとする。ただし、欠席したもので、審査の結果やむを得ない理由であったと認められたものは、次年度の研修会に参加することとレポート提出を条件に、1年間資格の喪失を猶予する。以上の条件を充たさない場合、自動的に資格を喪失する。

4. 規定 第6条(登録)

(1)第1項 コーチ3登録に必要な手続きは下記の通りとする。

①本連盟の専門科目合格者は、(公財)日本スポーツ協会の実施する共通科目修了後に、(公財)日本スポーツ協会より送付される申請者カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(財)日本スポーツ協会へ送付する。

②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。

(2)第1項 コーチ4登録に必要な手続きは下記の通りとする。

前規定①、②に準ずる。

5. 規定 第7条(登録の更新)

(1)資格は4年ごとに更新登録をしなければならない。(認定は4月1日・10月1日)

(2)登録の更新に必要な手続きは下記の通りとする。

①(公財)日本スポーツ協会より送付される申請カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)日本スポーツ協会へ送付する。

②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。

(3)登録料等については、前規定4、(3)に準ずる。

6. 規定 第8条(施行)

(1)この規定は2005年4月1日から施行する。

(2)この規定は2009年4月1日から施行する。

(3)この規定は2010年4月1日に改正する。

(4)この規定は2011年4月1日に改正する。

(5)この規定は2012年4月1日に改正する。

(6)この規定は2013年4月1日に改正する。

(7)この規定は2014年4月1日に改正する。

(8)この規定は2016年4月1日に改正する。

(9)この規定は2017年4月1日に改正する。

(10)この規定は2018年4月1日に改正する。

(11)この規定は2019年4月1日に改正する。

公益財団法人 日本水泳連盟
公認水泳コーチ3・コーチ4規定実施細則

Ⅲ. 水球コーチ3規定実施細則

1. 規定 第3条(コーチ3受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

4月1日現在 20歳以上で『基礎水泳指導員』資格を有するもの。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

① 専門科目講習会の内容

科 目	内 容	時間					
		集合	通信	合計			
基礎理論	水泳競技概説	水泳競技の特性と歴史・組織・プールの規格・競技会 各種目別競技規則と専門的な知識		2	2	4	
	トレーニング科学	バイオメカニクス	水泳の力学	2	6	2	8
			各種目の力学	2			
		水泳の生理学	2				
	心理学	水泳の心理学とメンタルトレーニング		4	2	6	
	メディカルコンディショニング	栄養学	選手育成に必要な栄養学	2	8	6	14
医学		水泳の医学	2				
トレーナー		水球に必要な障害予防と対処法	4				
指導理論	トレーニング法	水球選手に必要な体力向上法Ⅰ(陸上トレーニング) 水球選手に必要な体力向上法Ⅱ(水中トレーニング)		4	8	20	
	コーチング法	水球競技の指導重要ポイントⅠ(基礎技術・応用技術) 水球競技の指導重要ポイントⅡ(基礎戦術・応用戦術)		8			
実技	指導実習	トレーニング法の実践		4	-	4	
		コーチング法の実践		4	-	4	
計		40	20	60			

② 検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③ レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④ 免除規定

別紙コーチ4昇格基準同様、主要全国競技会第8位以内のチームを育成したもの、および(公財)日本水泳連盟主催の指定した強化合宿に指導者として全日程参加したものに対し、指導実習 8h、通信20hを免除する。

なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3) 期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

2. 規定 第4条(コーチ4受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

① 4月1日現在 22歳以上で、コーチ3資格を有し資格審査会に合格しているもの。

なお、本連盟が制定した昇格認定基準については、次表の通りとする。

＜水球コーチ4昇格認定基準＞

以下に定める本連盟主催の全国大会	全国大会ベスト8及び国際大会日本代表競技者育成
------------------	-------------------------

②全国大会とは下記に定めるものをいう。

- A. 日本選手権
- B. 国民体育大会
- C. 日本学生選手権
- D. 日本高等学校選手権
- E. 全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季大会
- F. 全国JOCジュニアオリンピックカップ春季大会
- G. 全日本ユース選手権(桃太郎カップ)
- H. 全日本ジュニア選手権(かしわざき潮風カップ)

③国際競技会とは下記に定めるものをいう。

- A. オリンピック
- B. アジア大会
- C. 世界選手権
- D. ユニバーシアード
- E. FINAワールドカップ
- F. アジア選手権
- G. ワールドリーグ
- H. 上記に準ずる国際競技会

④前項①の条件を充たしたものは、本連盟制定のコーチ3実務報告書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付。確認後、本連盟資格審査会に提出する。資格審査会合格者には(公財)日本スポーツ協会による受講者審査の後、コーチ4受講資格を与える。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

①専門科目講習会の内容

科目	内 容	時間			
		集合	通信	合計	
基礎理論	競技情報・分析	国内・国際大会の競技情報を紹介し内容を分析	2	2	4
	ナショナルレベルにおける心理学	ナショナルレベルの選手育成に必要な心理学	2	2	4
	メディカルコンディショニング	医学/トレーナー/アンチ・ドーピングの知識	6	6	12
	トレーニング科学	最先端の専門的科学的	6	6	12
指導理論	コーチング法	ナショナルコーチによる指導技術の紹介と習得	4	4	8
実技	指導実習	トレーニング法の実践	10	10	20
		コーチング法の実践	10	10	20
計			40	40	80

②検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④免除規定

(1)受講資格に定める、②主要競技会A～Dの競技会第4位以内のチームを育成したもの、および③国際競技会代表となる競技者を育成したものに対し、指導実習 20h、通信40hを免除する。

なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3)期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

3. 規定 第5条(研修の義務)

研修会規定は下記の通りとする。

(1)目的

公認コーチ3・4規定第5条にもとづき開催されるもので、日本水泳界の競技力を向上し、世界の水泳界をリードする競技者を発掘・育成・指導するためには、その指導者もまた世界をリードする技量・人格の持ち主であることが求められる。また指導者の社会的地位の向上を図ることを目的として研修を義務づけるものである。

(2)研修企画会

研修の企画、運営のための水泳コーチ3・4研修企画会を設け、競技力向上コーチ委員長、研修に関連のある各委員会の代表で構成する。

(3)開催日程および代替について

①開催について

コーチ3研修会は年10回以上開催する。またコーチ4研修会は年2回開催する。

②研修会の代替について

前①項にやむを得ない事情で参加できない場合は、下記の代替を認める。

A. コーチ3

原則的に代替は認めない。

B. コーチ4

本連盟主催の主要競技会および国際競技会を観戦し、そのレポートを(原稿用紙800字以内手書き)を指定期日までに提出した場合。ただし、2年連続でのレポートによる代替は認めない。

※主要競技会・国際競技会とは規定細則第4条(1)②③参照

③研修内容および参加費

開催要項の決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

また、コーチ3・4資格保持者には別途通知する。

(4)義務不履行について

年1回の研修会への出席を怠ったものは、資格を取り消されるものとする。ただし、欠席したもので、審査の結果やむを得ない理由であったと認められたものは、次年度の研修会に参加することとレポート提出を条件に、1年間資格の喪失を猶予する。以上の条件を充たさない場合、自動的に資格を喪失する。

4. 規定 第6条(登録)

(1)第1項 コーチ3登録に必要な手続きは下記の通りとする。

①本連盟の専門科目合格者は、(公財)日本スポーツ協会の実施する共通科目修了後に、(公財)日本スポーツ協会より送付される申請者カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)日本スポーツ協会へ送付する。

②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。

- (2)第1項 コーチ4登録に必要な手続きは下記の通りとする。
前規定①、②に準ずる。

5. 規定 第7条(登録の更新)

- (1)資格は4年ごとに更新登録をしなければならない。(認定は4月1日・10月1日)
(2)登録の更新に必要な手続きは下記の通りとする。
①(公財)日本スポーツ協会より送付される申請カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)日本スポーツ協会へ送付する。
②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。
(3)登録料等については、前規定4.に準ずる。

6. 規定 第8条(施行)

- (1)この規定は2005年4月1日から施行する。
(2)この規定は2009年4月1日から施行する。
(3)この規定は2010年4月1日に改正する。
(4)この規定は2011年4月1日に改正する。
(5)この規定は2012年4月1日に改正する。
(6)この規定は2013年4月1日に改正する。
(7)この規定は2014年4月1日に改正する。
(8)この規定は2016年4月1日に改正する。
(9)この規定は2017年4月1日に改正する。
(10)この規定は2018年4月1日に改正する。
(11)この規定は2019年4月1日に改正する。

公益財団法人 日本水泳連盟
公認水泳コーチ3・コーチ4規定実施細則

IV. アーティスティックスイミングコーチ3規定実施細則

1. 規定 第3条(コーチ3受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

4月1日現在 20歳以上で『基礎水泳指導員』資格を有するもの。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

① 専門科目講習会の内容

科 目	内 容	時間			
		集合	通信	合計	
基礎理論	水泳競技概説	2	2	4	
	トレーニング科学	バイオメカニクス	2	6	2
		水泳の力学	2		
		各種目の力学	2		
		水泳の生理学	2		
	心理学	水泳の心理学とメンタルトレーニング	4	2	6
メディカルコンディショニング	栄養学	2	8	6	
	選手育成に必要な栄養学	2			
	医学	2			
	水泳の医学	2			
	トレーナー	4			
指導理論	トレーニング法	4	8	20	
	コーチング法	8			
実技	指導実習	トレーニング法の実践	4	-	4
		コーチング法の実践	4	-	4
計		40	20	60	

② 検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③ レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④ 免除規定

別紙コーチ4昇格認定基準に定める競技者を育成したもの、および(公財)日本水泳連盟主催の指定した強化合宿に指導者として全日程参加したものに対し、指導実習8h、通信20hを免除する。
また、認定アーティスティック技術普及員資格を有するものに対し、指導実習8hを免除する。
なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3) 期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

2. 規定 第4条(コーチ4受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

① 4月1日現在 22歳以上で、コーチ3資格を有し資格審査会に合格しているもの。

なお、本連盟が制定した昇格認定基準は、次表の通りとする。
ただし、当該選手を2年以上継続して指導したものでなければならない。

＜アーティスティックスイミングコーチ4昇格認定基準＞

②の主要競技会に定める昇格基準を満たす競技者
および③に定める国際競技会代表競技者を育成したもの

②主要競技会と昇格基準

- A. 日本選手権12位以内
- B. 日本アーティスティックチャレンジカップ12位以内 ※男子ソロ競技を除く
- C. 国民体育大会8位以内
- D. 全国JOCジュニアオリンピックカップ3位以内

③国際競技会とは下記に定めるものをいう。

- A. オリンピック
- B. アジア大会
- C. 世界選手権
- D. FINAワールドシリーズ
- E. オリンピック予選会
- F. アジア選手権
- G. 世界ジュニア選手権
- H. アジアエイジグループ選手権Jr区分
- I. 上記に準ずる国際競技会

④前項①の条件を充たしたものは、本連盟制定のコーチ3実務報告書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付。確認後、本連盟資格審査会に提出する。資格審査会合格者には(公財)日本スポーツ協会による受講者審査の後、コーチ4受講資格を与える。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

① 専門科目講習会の内容

科 目	内 容	時間					
		集合	通信	合計			
基礎理論	競技情報・分析	国内・国際大会の競技情報を紹介し内容を分析			2	2	4
	ナショナルレベルにおける心理学	ナショナルレベルの選手育成に必要な心理学			2	2	4
	メディカルコンディショニング	医学/トレーナー/アンチ・ドーピングの知識			6	6	12
	トレーニング科学	最先端の専門的科学的			6	6	12
指導理論	コーチング法	ナショナルコーチによる指導技術の紹介と習得			4	4	8
実技	指導実習	トレーニング法の実践			10	10	20
		コーチング法の実践			10	10	20
計		40	40	80			

② 検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④免除規定

(1)受講資格に定める、②主要競技会A、B、C、の競技会3位以内の競技者を育成したもの、および③国際競技会代表となる競技者を育成したものに對し、指導実習 20h、通信 40hを免除する。

なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3)期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

3. 規定 第5条(研修の義務)

研修会規定は下記の通りとする。

(1)目的

公認コーチ3・4規定第5条にもとづき開催されるもので、日本水泳界の競技力を向上し、世界の水泳界をリードする競技者を発掘・育成・指導するためには、その指導者もまた世界をリードする技量・人格の持ち主であることが求められる。また指導者の社会的地位の向上を図ることを目的として研修を義務づけるものである。

(2)研修企画会

研修の企画、運営のための水泳コーチ3・4研修企画会を設け、競技力向上コーチ委員長、研修に関連のある各委員会の代表で構成する。

(3)開催日程および代替について

①開催について

コーチ3研修会は年10回以上開催する。またコーチ4研修会は年2回開催する。

②研修会の代替について

前①項にやむを得ない事情で参加できない場合は、下記の代替を認める。

A. コーチ3

原則的に代替は認めない。

B. コーチ4

本連盟主催の全国大会および国際大会を観戦し、そのレポートを(原稿用紙800字以内手書き)を指定期日までに提出した場合。ただし、2年連続でのレポートによる代替は認めない。

※全国大会・国際大会とは規定細則第4条(1)②③参照

③研修内容および参加費

開催要項の決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

また、コーチ3・4資格保持者には別途通知する。

(4)義務不履行について

年1回の研修会への出席を怠ったものは、資格を取り消されるものとする。ただし、欠席したもので、審査の結果やむを得ない理由であったと認められたものは、次年度の研修会に参加することとレポート提出を条件に、1年間資格の喪失を猶予する。以上の条件を充たさない場合、自動的に資格を喪失する。

4. 規定 第6条(登録)

(1)第1項 コーチ3登録に必要な手続きは下記の通りとする。

①本連盟の専門科目合格者は、(公財)日本スポーツ協会の実施する共通科目修了後に、(公財)

日本スポーツ協会より送付される申請者カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)

日本スポーツ協会へ送付する。

- ②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。
- (2)第1項 コーチ4登録に必要な手続きは下記の通りとする。
前規定①、②に準ずる。

5. 規定 第7条(登録の更新)

- (1)資格は4年ごとに更新登録をしなければならない。(認定は4月1日・10月1日)
- (2)登録の更新に必要な手続きは下記の通りとする。
 - ①(公財)日本スポーツ協会より送付される申請カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)日本スポーツ協会へ送付する。
 - ②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。
- (3)登録料等については、前規定4.に準ずる。

6. 規定 第8条(施行)

- (1)この規定は2005年4月1日から施行する。
- (2)この規定は2009年4月1日から施行する。
- (3)この規定は2010年4月1日に改正する。
- (4)この規定は2011年4月1日に改正する。
- (5)この規定は2012年4月1日に改正する。
- (6)この規定は2013年4月1日に改正する。
- (7)この規定は2014年4月1日に改正する。
- (8)この規定は2016年4月1日に改正する。
- (9)この規定は2017年4月1日に改正する。
- (10)この規定は2018年4月1日に改正する。
- (11)この規定は2019年4月1日に改正する。

公益財団法人 日本水泳連盟
公認水泳コーチ3・コーチ4規定実施細則

V. オープンウォータースイミングコーチ3規定実施細則

1. 規定 第3条(コーチ3受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

4月1日現在 20歳以上で『基礎水泳指導員』資格を有するもの。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

① 専門科目講習会の内容

科目	内 容	時間					
		集合	通信	合計			
基礎理論	水泳競技概説	水泳競技の特性と歴史・組織・プールの規格・競技会各種目別競技規則と専門的な知識			2	2	4
	トレーニング科学	バイオメカニクス	水泳の力学	2	6	2	8
			各種目の力学	2			
		水泳の生理学	2				
	心理学	水泳の心理学とメンタルトレーニング			4	2	6
	メディカルコンディショニング	栄養学	選手育成に必要な栄養学		2	8	6
医学		水泳の医学		2			
トレーナー		OWSに必要な障害予防と対処法		4			
指導理論	トレーニング法	OWS選手育成に必要なトレーニング各種トレーニングの紹介			4	8	20
	コーチング法	OWS競技のレース対策と指導法のポイント			4		
	安全対策	Basic Life Support			4		
実技	指導実習	トレーニング法の実践			4	-	4
		コーチング法の実践			4	-	4
計		40	20	60			

② 検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③ レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④ 免除規定

別紙コーチ4昇格基準同様、主要競技会決勝8位以内の競技者を育成したもの、および(公財)日本水泳連盟主催の指定した強化合宿に指導者として全日程参加したものに対し、指導実習 8h、通信20hを免除する。

また、認定OWS指導員資格を有するものに対し、指導実習8hを免除する。

なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3) 期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

2. 規定 第4条(コーチ4受講資格および資格取得と免除規定)

(1) 受講資格

① 4月1日現在 22歳以上で、コーチ3資格を有し資格審査会に合格しているもの。

なお、本連盟が制定した昇格認定基準については、次表の通りとする。

<OWSコーチ4昇格認定順位>

②に定める日本水泳連盟主要競技会 8位以内
および③に定める国際競技会代表競技者を育成したもの

②主要競技会とは下記に定めるものをいう。

- A. 日本選手権
- B. OWSオーシャンズカップ
- C. 国民体育大会
- D. ④項の国際大会および選考会

③国際競技会とは下記に定めるものをいう。

- A. オリンピック
- B. アジア大会
- C. 世界選手権
- D. パンパシフィック選手権
- E. ユニバーシアード
- F. FINAワールドカップ
- G. アジア選手権
- H. プレオリンピック
- I. 上記に準ずる国際競技会

④前項①の条件を充たしたものは、本連盟制定のコーチ3実務報告書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付。確認後、本連盟資格審査会に提出する。資格審査会合格者には(公財)日本スポーツ協会による受講者審査の後、コーチ4受講資格を与える。

(2) 専門科目講習会、学科試験およびレポート審査

① 専門科目講習会の内容

科目	内 容	時間			
		集合	通信	合計	
基礎理論	競技情報・分析	国内・国際大会の競技情報を紹介し内容を分析	2	2	4
	ナショナルレベルにおける心理学	ナショナルレベルの選手育成に必要な心理学	2	2	4
	メディカルコンディショニング	医学/トレーナー/アンチ・ドーピングの知識	6	6	12
	トレーニング科学	最先端の専門的科学	6	6	12
指導理論	コーチング法	ナショナルコーチによる指導技術の紹介と習得	4	4	8
実技	指導実習	トレーニング法の実践	10	10	20
		コーチング法の実践	10	10	20
計			40	40	80

② 検定試験

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義2問とする。

③レポート審査

- A. 全科目を実施。
- B. 問題は各講義1問とする。

④免除規定

(1)受講資格に定める、③主要競技会の競技会決勝3位以内の競技者を育成したもの、および④国際競技会代表(日本開催のワールドカップ除く)となる競技者を育成したものに対し、指導実習 20h、通信 40hを免除する。

なお、免除の条件を充たしているものは本連盟制定の免除申請書に所要事項を記入し、本連盟競技力向上コーチ委員会に送付する。

(3)期日・会場

評議員会で決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

3. 規定 第5条(研修の義務)

研修会規定は下記の通りとする。

(1)目的

公認コーチ3・4規定第5条にもとづき開催されるもので、日本水泳界の競技力を向上し、世界の水泳界をリードする競技者を発掘・育成・指導するためには、その指導者もまた世界をリードする技量・人格の持ち主であることが求められる。また指導者の社会的地位の向上を図ることを目的として研修を義務づけるものである。

(2)研修企画会

研修の企画、運営のための水泳コーチ3・4研修企画会を設け、競技力向上コーチ委員長、研修に関連のある各委員会の代表で構成する。

(3)開催日程および代替について

①開催について

コーチ3研修会は年10回以上開催する。またコーチ4研修会は年2回開催する。

②研修会の代替について

前①項にやむを得ない事情で参加できない場合は、下記の代替を認める。

A. コーチ3

原則的に代替は認めない。

B. コーチ4

本連盟主催の主要競技会および国際競技会を観戦し、そのレポートを(原稿用紙800字以内手書き)を指定期日までに提出した場合。ただし、2年連続でのレポートによる代替は認めない。

※主要競技会・国際競技会とは規定細則第4条(1)②③参照

③研修内容および参加費

開催要項の決定次第、本連盟ホームページに掲載公開する。

また、コーチ3・4資格保持者には別途通知する。

(4)義務不履行について

年1回の研修会への出席を怠ったものは、資格を取り消されるものとする。ただし、欠席したもので、審査の結果やむを得ない理由であったと認められたものは、次年度の研修会に参加することとレポート提出を条件に、1年間資格の喪失を猶予する。以上の条件を充たさない場合、自動的に資格を喪失する。

4. 規定 第6条(登録)

(1)第1項 コーチ3登録に必要な手続きは下記の通りとする。

- ①本連盟の専門科目合格者は、(公財)日本スポーツ協会の実施する共通科目修了後に、(公財)日本スポーツ協会より送付される申請者カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)日本スポーツ協会へ送付する。

- ②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。
- (2)第1項 コーチ4登録に必要な手続きは下記の通りとする。
前規定①、②に準ずる。

5. 規定 第7条(登録の更新)

- (1)資格は4年ごとに更新登録をしなければならない。(認定は4月1日・10月1日)
- (2)登録の更新に必要な手続きは下記の通りとする。
 - ①(公財)日本スポーツ協会より送付される申請カードに必要事項を記入の上、指定期日内に(公財)スポーツ体育協会へ送付する。
 - ②登録料は(公財)日本スポーツ協会の指示する方法で送付する。
- (3)登録料等については、前規定4.に準ずる。

6. 規定 第8条(施行)

- (1)この規定は2017年4月1日から施行する。
- (2)この規定は2018年4月1日から施行する。
- (3)この規定は2019年4月1日から施行する。